

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・建物並びに器具及び備品一定額法
 ・リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金 広島県民間保育所職員共済制度の当法人が負担する掛金分を「退職給付引当金」として計上している。
 ・賞与引当金 計上していない。

3. 重要な会計方針の変更 当該年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

4. 法人で採用する退職給付制度

- 次の退職制度に加入している。
 ・独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 ・広島県民間保育所職員共済制度

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式・2様式・3様式、第2号の1様式・2様式・3様式、第3号の1様式・2様式・3様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 ア 法人拠点区分(社会福祉事業) 保育サービスのみのためサービス区分なし
 イ 千田西保育所(社会福祉事業) 保育サービスのみのためサービス区分なし
 ウ 千田保育所(社会福祉事業) 保育サービスのみのためサービス区分なし
 エ いくたす(公益事業) 保育サービスのみのためサービス区分なし

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	108,220,000	40,235,000		148,455,000
建物	367,089,895	0	9,971,179	357,118,716
合計	475,309,895	40,235,000	9,971,179	505,573,716

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	216,145,122 円	千田西保育所拠点区分
土地(基本財産)	36,720,000 円	千田西保育所拠点区分
建物(基本財産)	105,073,964 円	千田保育所拠点区分
計	357,939,086 円	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	20,400,000 円	千田西保育所拠点区分
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	16,720,000 円	千田保育所拠点区分
計	37,120,000 円	

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	445,764,539	88,645,823	357,118,716
建物(その他固定資産)	82,787,596	43,436,774	39,350,822
車輜運搬具	2,946,650	1,960,809	985,841
構築物	41,297,864	24,127,089	17,170,775
器具及び備品	67,527,282	58,329,137	9,198,145
ソフト	1,859,550	1,598,550	261,000
合計	642,183,481	218,098,182	424,085,299

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容 該当なし

13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

新会計基準移行に伴い、国庫補助金等特別積立金の移行時調整として、千田西保育所拠点区分で4,302,168円、千田保育所拠点区分で5,531,360円の戻入を行っています。

財務諸表に対する注記(千田西保育所拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・ 建物並びに器具及び備品一定額法
 ・ リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 ・ 退職給付引当金 広島県民間保育所職員共済制度の当法人が負担する掛金分を「退職給付引当金」として計上している。
 ・ 賞与引当金 計上していない

2. 重要な会計方針の変更 当該年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

3. 採用する退職給付制度

- 次の退職制度に加入している。
- ・ 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・ 広島県民間保育所職員共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
- (1) 当拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
 保育サービスのための、サービス区分なし。よって、下記付属明細書は、省略している。
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	108,220,000	7,335,000	0	115,555,000
建物	258,022,017	0	6,158,515	251,863,502
合計	366,242,017	7,335,000	6,158,515	367,418,502

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	216,145,122 円
土地(基本財産)	36,720,000 円
計	252,865,122 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	20,400,000 円
計	20,400,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	306,582,539	54,719,037	251,863,502
建物(その他固定資産)	43,969,436	22,371,121	21,598,315
車両運搬具	2,066,650	1,557,479	509,171
構築物	28,288,364	17,245,713	11,042,651
器具及び備品	45,163,511	39,836,247	5,327,264
ソフト	1,410,000	1,279,500	130,500
合計	427,480,500	137,009,097	290,471,403

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

新会計基準移行に伴い、国庫補助金等特別積立金の移行時調整として、4,302,168円の戻入を行っています。

財務諸表に対する注記(千田保育所拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・ 建物並びに器具及び備品一定額法
 ・ リース資産 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 ・ 退職給付引当金 広島県民間保育所職員共済制度の当法人が負担する掛金分を「退職給付引当金」として計上している。
 ・ 賞与引当金 計上していない

2. 重要な会計方針の変更 当該年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

3. 採用する退職給付制度

- 次の退職制度に加入している。
- ・ 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・ 広島県民間保育所職員共済制度

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 当拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
 保育サービスのためのため、サービス区分なし。よって、下記付属明細書は、省略している。
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	32,900,000	0	32,900,000
建物	109,067,878	0	3,812,664	105,255,214
合計	109,067,878	32,900,000	3,812,664	138,155,214

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	105,073,964 円
計	105,073,964 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	16,720,000 円
計	16,720,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	139,182,000	33,926,786	105,255,214
建物(その他固定資産)	38,818,160	21,065,653	17,752,507
車両運搬具	880,000	403,330	476,670
構築物	13,009,500	6,881,376	6,128,124
器具及備品	21,363,771	18,492,890	2,870,881
ソフト	449,550	319,050	130,500
合計	213,702,981	81,089,085	132,613,896

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

新会計基準移行に伴い、国庫補助金等特別積立金の移行時調整として、5,531,360円の戻入を行っています。

財務諸表に対する注記(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | 該当なし |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | |
| ・ 建物並びに器具及び備品 | 該当なし |
| ・ リース資産 | 該当なし |
| (3) 引当金の計上基準 | 該当なし |

2. 重要な会計方針の変更 当該年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

3. 採用する退職給付制度 該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 当拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
 保育サービスのためのため、サービス区分なし。よって、下記付属明細書は、省略している。
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,000,000	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	1,000,000

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

財務諸表に対する注記(いくたす拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | 該当なし |
| (2) 固定資産の減価償却の方法 | |
| ・ 建物並びに器具及び備品 | 該当なし |
| ・ リース資産 | 該当なし |
| (3) 引当金の計上基準 | 該当なし |

2. 重要な会計方針の変更 当該年度より社会福祉法人会計基準(平成23年7月27日制定)へ移行した。

3. 採用する退職給付制度 該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 当拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
保育サービスのための、サービス区分なし。よって、下記付属明細書は、省略している。
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 重要な後発事象 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし